

令和4年第2回砂川市議会臨時会

令和4年4月14日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
中道 博武議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月14日
至 4月14日 1日間
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会教育長	高橋	豊
砂川市監査委員	栗井	久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太	英樹
砂川市農業委員会会長	関尾	一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅	克己
病院事業管理者	平林	高之
総務部長兼会計管理	井上	守
総務部審議監	安原	雄二
市民部長	河原	希之
保健福祉部長	安田	貢
経済部長	中村	一久
経済部審議監	東	正人
建設部長	近藤	恭史
病院事務局長	朝日	紀博
病院事務局次長	山田	基
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	板垣	喬博
政策調整課長	玉川	晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田	和興
指導参事	小林	晃彦
教育委員会技監	徳永	敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	譲
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上	守
-------------	----	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村	一久
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国	修一
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	斉藤	亜希子
事務局係長	野荒	邦広

○議長 水島美喜子君 おはようございます。開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申出がありますので、これを許します。
副市長。

[副市長より新説明員紹介]

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和4年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月14日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正す

る条例であります。改正の主な内容につきましては9ページ、議案第1号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料の定めであり、納税証明書の交付を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする規定の追加であります。

第33条第4項、第6項は、所得割の課税標準の定めであり、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、確定申告書の記載の有無による適用に係る改正規定であります。

第34条の9第1項、第2項は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の定めであり、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととする改正規定であります。

第36条の2第1項、第2項は、市民税の申告の定めであり、市民税申告義務に係る改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第36条の3第2項、第3項は、第36条の2と同様の定めであり、条文整理であります。

第36条の3の2第1項は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の定めであり、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の追加であります。

第36条の3の3第1項は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者の提出義務の追加及び記載事項に特定配偶者の氏名を追加する改正規定であります。

第48条第9項、第15項は法人の市民税の申告納付の定め、第53条の7は特別徴収税額の納入の義務等の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第143条第2項、第3項は、国民健康保険税の課税額の定めであり、課税限度額について、基礎課税額は「63万円」を「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額は「19万円」を「20万円」にする改正規定であります。

第159条は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の課税限度額を第143条第2項、第3項の改正と同様にする改正規定であります。課税限度額の改正による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。

15ページ、A3判の附属説明資料ナンバー2を御覧願います。国民健康保険税医療給付費の課税額比較表であります。表の中ほどに網かけをしております限度額が改正部分

であります。表の一番右の合計欄でご説明いたします。限度額では、予算ベースの所得で算出すると現行13世帯、限度額63万円が、改正後は2世帯減の11世帯、限度額が65万円となり、限度額の引上げによって超過による軽減額は一番右の欄に記載のとおり24万5,000円の減となります。限度額の引上げによる調定額への影響額は、合計年税額で24万5,000円の増、収入見込額で23万4,000円の増となります。

次に、16ページ、附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金の課税額比較表であります。この表の改正部分は、一番右の合計欄でご説明いたしますが、限度額では、予算ベースの所得で算出すると現行18世帯、限度額19万円が、改正後は2世帯減の16世帯、限度額が20万円となり、超過による軽減額は一番右の欄に記載のとおり17万1,000円の減となります。限度額の引上げによる調定額への影響額は、合計年税額で17万1,000円の増、収入見込額で16万3,000円の増となります。したがって、医療給付費分、後期高齢者支援金分の限度額引上げによる国民健康保険税全体の影響は、調定額合計で41万6,000円の増となる予定であります。

次に、17ページの附属説明資料ナンバー4は、給与収入2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率及び税額の比較を記載しておりますが、今回の改正で限度額は医療分2万円と支援分1万円の合計3万円が引き上げられ、現行限度額82万円から改正後は85万円となります。また、この表の一番左の所得段階区分では、下から6行目に記載の所得が620万円の世帯から限度額の引上げにより税額の増となっております。表の一番右の備考欄を御覧ください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引上げの影響は、給与収入で910万8,236円を超える世帯から影響が生じ、年収934万3,530円を超えると一律2万円の増額となるものであります。同様に支援分の限度額の引上げの影響は、給与収入で805万9,260円を超える世帯から影響が生じ、年収842万9,630円を超えると一律1万円の増額となるものであります。

次に、18ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入2人世帯で40歳以上64歳までの介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。今回の改正では介護分の限度額の引上げが行われなかったことから、前ページ、附属説明資料ナンバー4の給与収入2人世帯で介護納付金がない場合と同様に限度額が3万円の引上げとなり、国民健康保険税の限度額は現行99万円から改正後は102万円となります。限度額の引上げにつきましては、高齢化の進展等により医療給付費が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況において保険料負担の公平性の確保や中低所得者の保険税負担増を抑制すること、また国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う北海道への納付金算定に当たり法定限度額を基に反映されることから、法令のとおり引き上げるものであります。以上が国民健康保険税における限度額の引上げの影響に関する附属説明資料の説明であります。

附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、10ページを御覧願います。中段の

附則第7条の3の2第1項の改正からご説明申し上げます。附則第7条の3の2第1項は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、住宅借入金等特別税額控除の適用年度を延長する改正規定であります。

附則第10条の2第3項から第22項までは、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更並びに特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されたことにより、固定資産税の課税標準の特例割合を4分の3とする項の追加及び項の移動であります。

附則第10条の3第7項、第9項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正規定であります。

附則第12条第1項は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正規定であります。

附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の定めであり、上場株式等の配当所得における申告分離課税について、所得税で適用がある場合に限り適用する改正規定であります。

附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、引用条項の削除に伴う条文整理であります。

附則第20条の3第4項は特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定め、附則第20条の4第4項、第6項は条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、それぞれ確定申告書による課税方式の選択に係る改正規定であります。

附則第20条の10は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の定めであり、住宅借入金等特別税額控除の廃止に伴う条の削除であります。

附則第21条は都市計画税の法附則第15条第16項の条例で定める割合の定め、附則第21条の2は都市計画税の法附則第15条第34項の条例で定める割合の定め、附則第21条の3は都市計画税の法附則第15条第35項の条例で定める割合の定め、附則第21条の4は法附則第15条第42項の条例で定める割合の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の5は、法附則第15条第44項の条例で定める割合の定めであり、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されたことにより、都市計画税の課税標準の特例割合を4分の3とする条の追加であります。

附則第21条の6は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を

受けようとする者がすべき申告の定めであり、附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の7は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正規定及び附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の8は、附則第21条の7と同様の定めであり、附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の9、附則第21条の10、附則第21条の11は、附則第21条の7と同様の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理及び附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第22条の3、附則第23条は、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条は砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、令和3年4月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容を改めて改正が必要になったことによるものであります。

第36条の3の3第1項は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、扶養親族申告書の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第2条第3項は、市民税に関する経過措置の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは令和5年1月1日から、第2号に定めるものは令和6年1月1日から、第3号に定めるものは民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

第2条は、納税証明書に関する経過措置の定めであり、改正後の規定は施行の日以後に交付される証明書について適用するものであります。

第3条は、市民税に関する経過措置の定めであり、第1項及び第2項に定めるものは施行の日以後に支払いを受ける給与及び公的年金等について提出する申告書について適用するもので、同日前についてはなお従前の例によるものとし、第3項に定めるものは令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用するもので、令和5年度分までの個人の市民税についてはなお従前の例によるものであります。

7ページを御覧願います。第4条は、固定資産税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用するもので、令和3年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるものであります。

第5条は都市計画税に関する経過措置の定め、第6条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、それぞれ令和4年度以後の年度分から適用するもので、令和3年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和4年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年4月14日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員